の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定め、もって住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

㈠　この法律において「地方公共団体情報システム」とは、地方公共団体が利用する情報システムであって、情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務として政令で定める事務（以下「標準化対象事務」という。）の処理に係るものをいうこととした。（第二条第一項関係）

㈡　この法律において「機能等」とは、地方公共団体情報システムの標準化のための統一的な基準を定めるべき情報システムの機能その他の事項をいうこととした。（第二条第二項関係）

㈢　この法律において「地方公共団体情報システムの標準化」とは、住民の利便性の向上、地方公共団体の行政運営の効率化及び地方公共団体情報システムに係る互換性の確保のため、地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての統一的な基準に適合した地方公共団体情報システムを地方公共団体が利用することをいうこととした。（第二条第三項関係）

3　基本理念

地方公共団体情報システムの標準化の推進及び実施は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成一四年法律第一五一号）その他の関係法律による施策と相まって、地方公共団体における情報通信技術を活用した行政の推進を図り、もって住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを旨として、行われなければならないこととした。（第三条関係）

4　国及び地方公共団体の責務

㈠　国は、3の基本理念にのっとり、地方公共団体情報システムの標準化の推進に関する施策を総合的に講ずる責務を有することとした。（第四条第一項関係）

㈡　地方公共団体は、3の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、地方公共団体情報システムの標準化を実施する責務を有することとした。（第四条第二項関係）

5　基本方針

㈠　政府は、地方公共団体情報システムの標準化の推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこととした。（第五条第一項関係）

㈡　基本方針には、次に掲げる事項を定めることとした。（第五条第二項関係）

(1)　地方公共団体情報システムの標準化の意義及び目標に関する事項

(2)　地方公共団体情報システムの標準化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

(3)　各地方公共団体情報システムに共通する基準を定めるべき事項に関する基本的な事項

(4)　6の㈠及び㈡の基準（以下「標準化基準」という。）の策定の方法及び時期その他の標準化基準の策定に関する基本的な事項

(5)　その他地方公共団体情報システムの標準化の推進に関し必要な事項

㈢　内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織その他の関係者の意見を聴かなければならないこととした。（第五条第四項関係）

㈣　内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととした。（第五条第三項関係）

6　地方公共団体情報システムの標準化のための基準等

㈠　所管大臣は、その所管する標準化対象事務に係る法令又は事務に係る地方公共団体情報システムに必要とされる機能等（5の㈡の(3)に掲げる事項を除く。）について、主務省令で、地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準を定めなければならないこととした。（第六条第一項関係）

㈡　内閣総理大臣及び総務大臣は、5の㈡の(3)に掲げる事項について、デジタル庁令・総務省令で、地方公共団体情報システムの標準化のため必要な基準を定めなければならないこととした。（第七条第一項関係）

㈢　㈠及び㈡の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないこととした。（第六条第三項及び第七条第三項関係）

7　標準化基準に適合する地方公共団体情報システムの利用

地方公共団体情報システムは、標準化基準に適合するものでなければならないこととした。（第八条関係）

8　補則

㈠　国は、地方公共団体情報システムが標準化基準に適合しているかどうかの確認を地方公共団体が円滑に実施できるようにするために必要な措置を講ずることとした。（第九条関係）

㈡　地方公共団体は、デジタル社会形成基本法第二九条に規定する国による環境の整備に関する措置の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用して地方公共団体情報システムを利用するよう努めることとした。（第一〇条関係）

㈢　国は、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとした。（第一一条関係）

㈣　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができることとした。（第一二条関係）

㈤　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定めることとした。（第一三条関係）

9　施行期日等

㈠　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第二項関係）

㈡　この法律は、令和三年九月一日から施行することとした。

◇公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十六条第一項の政令で定める金額を定める政令（政令第一五四号）（金融庁）

1　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第一六条第一項の政令で定める金額を、三〇億円とすることとした。（本則関係）

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。（附則第二項～第四項関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第十四条の政令で定める金額を定める政令（政令第一五五号）（金融庁）

1　預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第一四条の政令で定める金額を、三〇億円とすることとした。（本則関係）

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。（附則第二項及び第三項関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。